

第89回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（開場午前9時）

開催
場所

東京都中央区日本橋箱崎町42-1
東京シティアターミナル内1F
T-CATホール

※前回と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。

郵送による議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時30分到着分まで

お土産および新型コロナウイルス感染予防について

本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
また、新型コロナウイルスの感染予防等のため、郵送での議決権の事前行使、パソコンまたはスマートフォンからの事前行使もご考慮いただければと存じます。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

目次

第89回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役6名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	13
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。また、スマートフォン、携帯電話等による通信・通話もご遠慮願います。
- 新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆さまには株主総会会場内にてマスク着用等をお願いする場合がございます。
- 会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、またはご入場いただけない場合があります。

株主各位

東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
塩水港精糖株式会社
代表取締役会長兼社長 久野 修慈

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、議決権の事前行使につきましてもご検討賜りますよう、お願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただくか、パソコンまたはスマートフォンからご行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（開場午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋箱崎町42-1 東京シティエアターミナル内1F T-CATホール ※前回と会場が異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
3 会 議 の 目的事項	報告事項 (1) 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

- 「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.ensuiko.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページに修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。

 **当社ホームページ**：<https://www.ensuiko.co.jp/>

塩水港精糖

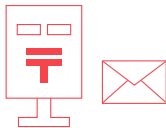
検索 

以 上

議決権行使についてのご案内

事前に議決権を行使していただく場合

■ 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、下記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限 ▶ 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分到着分まで

■ インターネットによる議決権行使



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) をパソコン、スマートフォンまたはタブレットを用いてご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、スマートフォン以外の携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

行使期限 ▶ 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

インターネットによる 議決権行使に関するお問合せ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプデスク
☎ 0120-768-524 受付時間 9:00～21:00（年末年始を除く）

スマートフォンでの議決権行使は 「スマート行使」をご利用ください



ネットで招集から「スマート行使」へ簡単アクセス！

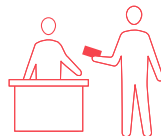


「スマート行使」をスムーズにご利用いただけるよう、カメラボタンを設置。QRコードを撮影いただけます。

▶ ネットで招集は右記のQRコードからご覧いただけます



株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

▶ 2022年6月29日（水曜日）午前10時
（開場午前9時）

！ ご注意事項

- 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、本総会に関するのみ有効です。
- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。インターネットによる議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当社は、収益力の向上および財務体質の改善・強化を図りながら、株主の皆さまに対する継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

なお、当期の期末配当につきましては、今後の当社グループを取り巻く経営環境や業績見通し等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は136,131,625円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従い、インターネット</u>を利用する方法で開示することが出来る。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

< 新 設 >

(附則)

1. 現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役久野修慈、杉山拓也、原浩司および常見典正の各氏は任期満了となり、酒井英喜氏は辞任されます。

つきましては、当社および当社グループを取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、社外有識者を委員長とする、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	ひさの しゅうじ 久野 修慈 (満86歳)	代表取締役会長兼社長	14回／14回
2	再任	すぎやま たくや 杉山 拓也 (満52歳)	常務取締役	14回／14回
3	新任	おいかわ ともあき 及川 智明 (満54歳)	執行役員	—
4	新任	はま やす けんいち 濱保 健一 (満54歳)	執行役員	—
5	新任	こまつ たかゆき 小松 孝之 (満58歳)	執行役員	—
6	新任	たばた たかし 田畑 貴史 (満57歳)	社外監査役	13回／14回

1 ひさ の しゅう じ 久野 修 慈

再任

- 生年月日
1936年1月22日生（満86歳）
- 取締役在任年数
32年
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式数
27,062株

略歴、当社における地位および担当

1963年 6月 大洋漁業株式会社（現マルハニチロ株式会社）入社
1983年 4月 同社 取締役
1985年 4月 同社 常務取締役
1987年 1月 同社 代表取締役専務
1990年 6月 当社 代表取締役社長
2005年 4月 当社 会長
株式会社パールエース 代表取締役社長
2008年 6月 当社 取締役会長
2009年 5月 株式会社パールエース 最高顧問
2012年 6月 当社 代表取締役会長
2021年 4月 当社 代表取締役会長兼社長（現任）

取締役候補者とした理由

久野修慈氏は、長年砂糖業界をリードしてきた豊富な経験と優れた経営能力を有しており、その卓越した指導力を引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

2 すぎ やま たく や 杉山 拓 也

再任

- 生年月日
1970年2月25日生（満52歳）
- 取締役在任年数
4年
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式数
13,800株

略歴、当社における地位および担当

1992年 4月 当社 入社
2015年 4月 株式会社パールエース 執行役員営業本部関西支店副支店長
2017年 4月 当社 事業本部砂糖事業部 部長
2017年 6月 当社 執行役員事業本部砂糖事業部長
2018年 6月 当社 取締役事業本部副本部長兼砂糖事業部長
2019年 6月 当社 取締役事業本部副本部長兼砂糖事業部長兼オリゴ事業部長
2020年10月 当社 常務取締役
2021年 4月 当社 取締役砂糖事業部長
2021年10月 当社 常務取締役砂糖事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

杉山拓也氏は、当社営業部門、事業部門における長年の経験と幅広い知識を有しております。これらの経験や知見を、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

3 おい かわ とも あき 及川 智明

新任

- 生年月日
1968年5月4日生（満54歳）
- 取締役在任年数
—
- 取締役会への出席状況
—
- 所有する当社の株式数
901株

略歴、当社における地位および担当

1991年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
 2013年7月 同行 ストラクチャリング第一部次長
 2013年10月 同行 金融法人第二部次長
 2017年4月 同行 ストラクチャリング第一部部长
 2020年6月 当社 執行役員事業・販売推進本部砂糖事業部原料担当
 2021年4月 当社 執行役員海外・原料担当（現任）

取締役候補者とした理由

及川智明氏は、金融機関において主に投資銀行部門で要職を歴任し、豊富な知見を有しております。これらの経験や知見を、当社経営に活かすことを期待するものであります。

4 はま やす けん いち 濱保 健一

新任

- 生年月日
1967年7月2日生（満54歳）
- 取締役在任年数
—
- 取締役会への出席状況
—
- 所有する当社の株式数
2,574株

略歴、当社における地位および担当

1992年4月 当社 入社
 2014年4月 当社 事業本部砂糖事業部 部長
 2015年4月 当社 執行役員事業本部砂糖事業部原料担当
 2020年6月 当社 常務執行役員事業・販売推進本部砂糖事業部長
 2021年4月 当社 執行役員海外・原料担当（現任）

取締役候補者とした理由

濱保健一氏は、長年に亘り当社原料調達部門を担当し、同分野において豊富な経験を有しております。これらの経験や知見を、当社経営に活かすことを期待するものであります。

5 小松 孝之

新任

- 生年月日
1964年3月10日生（満58歳）
- 取締役在任年数
—
- 取締役会への出席状況
—
- 所有する当社の株式数
0株

6 田畑 貴史

新任

- 生年月日
1965年4月20日生（満57歳）
- 取締役在任年数
—
- 取締役会への出席状況
13回／14回
- 所有する当社の株式数
2,332株

略歴、当社における地位および担当

1993年4月 当社 入社
2013年4月 当社 管理グループ付部長
2017年6月 当社 執行役員管理グループ情報システム担当部長
2021年10月 当社 執行役員情報システム担当部長（現任）

取締役候補者とした理由

小松孝之氏は、長年に亘り当社情報システム部門を担当し、同分野において豊富な経験を有しております。これらの経験や知見を、当社経営に活かすことを期待するものであります。

略歴、当社における地位および担当

1991年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
2014年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 総合リスク管理部副部長
株式会社みずほ銀行 総合リスク管理部副部長
2017年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ リスク統括部長
株式会社みずほ銀行 リスク統括部長
2020年6月 当社 常勤監査役（現任）
太平洋製糖株式会社 監査役（現任）

重要な兼職の状況

太平洋製糖株式会社 監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

田畑貴史氏は、金融機関を通じて培った豊富な知識・見識を活かし、特にコンプライアンスやリスクマネジメントに精通しております。これらの経験や知見を、当社経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 田畑貴史氏の取締役会への出席状況につきましては、当該期間において社外監査役として出席したものであります。
3. 田畑貴史氏は、新任の社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は、取締役会の承認を踏まえ、全額会社負担としております。

第4号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役田畑貴史氏は辞任されます。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、社外有識者を委員長とする、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

さか い ひで き
酒井 英喜

新任

■ 生年月日

1964年1月17日生（満58歳）

■ 所有する当社の株式数

19,100株

略歴、当社における地位

1986年4月 当社 入社
2008年4月 当社 砂糖部長
2010年4月 当社 理事砂糖部長
2013年6月 当社 取締役事業本部砂糖事業部長
2014年4月 当社 取締役総務人事担当
2015年4月 当社 取締役管理グループ長
2017年6月 当社 常務取締役管理グループ長
2018年6月 関西製糖株式会社 代表取締役社長
2019年6月 当社 取締役（現任）
2020年6月 太平洋製糖株式会社 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

太平洋製糖株式会社 代表取締役社長

監査役候補者とした理由

酒井英喜氏は、長年にわたる業務執行を通じて当社事業に精通しており、また、工場での経験も有しております。その豊富な経験と見識から取締役の業務執行を監査する為の適切な人材と判断するものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。候補者が選任された場合には、候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は、取締役会の承認を踏まえ、全額会社負担としております。

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

すず き ゆき のぶ
鈴木 幸信

■ 生年月日

1946年6月16日生（満76歳）

■ 所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位

1965年4月 仙台国税局入局
1995年12月 税理士資格取得
2001年7月 人吉税務署長
2002年7月 東京国税局調査第一部調査開発課長
2005年7月 高松国税不服審判所長
2006年7月 同所退職
鈴木幸信税理士事務所開設
2016年6月 株式会社小糸製作所 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社小糸製作所 社外監査役

補欠社外監査役候補者とした理由

鈴木幸信氏は、高松国税不服審判所所長等を歴任されており、税務等における広範かつ豊富な知識・経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただけるものと判断するものであります。なお、同氏は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与した事実はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木幸信氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合には、候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は、取締役会の承認を踏まえ、全額会社負担としております。

以上

〈× ㄇ 欄〉

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

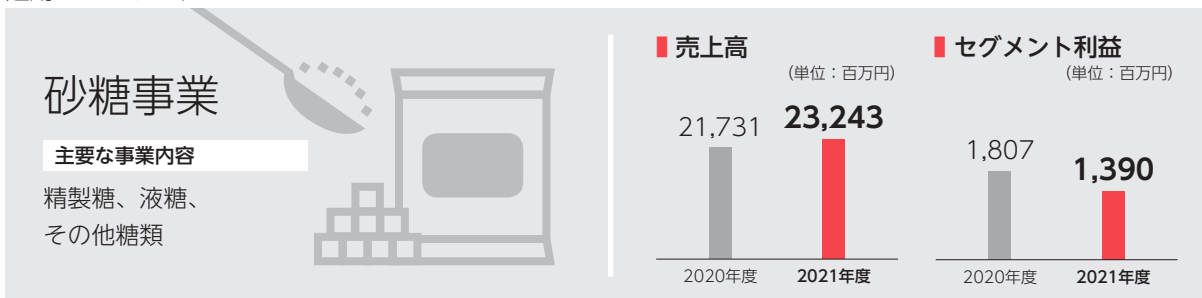
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う断続的な緊急事態宣言発令の影響により、経済活動の抑制を余儀なくされたものの、ワクチン接種の進展に伴い一時は経済回復への兆しがみられました。しかしながら、新たな変異ウイルスの急拡大、さらにはウクライナをめぐる不安定な国際情勢を受け原材料・エネルギー価格の高騰など、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような環境の中で、当社および当社グループはお客様、地域社会、関係取引先、従業員およびその家族の安全と健康を確保することを最優先に、生活必需品である砂糖や、オリゴ糖をはじめとした機能性素材等の製品を、非常時においても安定して消費者の皆さまにお届けすることを第一義に考え、お客様のおなかの健康に貢献する「おなかにやさしい会社」として、砂糖事業およびバイオ事業の計画達成に向けて全力で取り組んでまいりました結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。



海外原糖市況は、ニューヨーク市場粗糖先物相場(当限、1ポンド当たり)において14.71セントで始まり、砂糖主要生産国ブラジルの干ばつによる供給懸念に加えワクチン接種の進展による世界経済への回復期待から商品相場へ投機資金が流入し、相場は上昇傾向で推移しました。また、下期にかけてもブラジル減産の影響を受け、11月には一時20.69セントの高値を付けました。その後はウクライナ情勢に伴う原油高騰から粗糖相場も高値圏で推移し、19.49セントで当期を終了しました。

国内市中価格(日本経済新聞掲載、上白大袋1kg当たり)は、期初192円~193円で始まり、海外粗糖相場の高騰や海上運賃の上昇を受けた結果、8月上旬に198円~199円に値を上げました。さらに1月中旬には204円~205円に値を上げ、同水準のまま当期を終了しました。

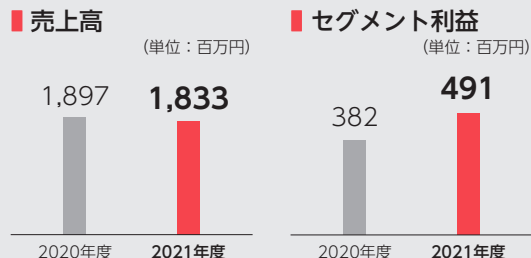
精糖およびその他糖類など国内販売は、家庭用製品では昨年のような巣ごもり需要は見られず、低調に推移しました。一方、業務用製品は下期にかけて観光・外食産業からの需要回復を見越した動きから好調に推移し、売上高は前年を上回りました。

以上の結果、当期における砂糖事業全体の売上高は23,243百万円(前連結会計年度比7.0%増)、セグメント利益は1,390百万円(前連結会計年度比23.1%減)となりました。

バイオ事業

主要な事業内容

乳糖果糖オリゴ糖、サイクロデキストリン、サラシア属植物エキス末
 ビーツ関連商材



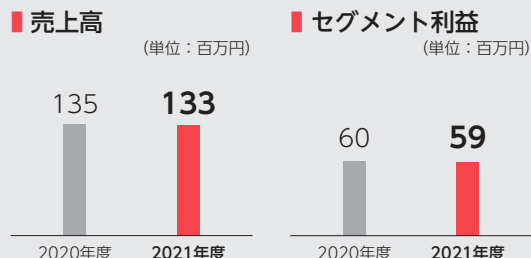
オリゴ糖部門は、コロナ禍における健康志向の高まりを受け、特定保健用食品「オリゴのおかげ」シリーズの販売が好調に推移、特に大容量タイプの伸張が著しく、販売数量は過去最高を達成しました。一方で当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用したことから売上高は前年同期を下回りました。

サイクロデキストリン部門は、受託加工品の販売が低調に推移したことから、売上高は前年同期を下回りました。

その他、「奇跡の野菜といわれるビーツをドリンクにしました」に続く新製品「ドライビーツチップ」などを「REDBEET」シリーズとして新発売、ビーツ製品のラインナップを拡充しました。引き続きビーツの国内認知度向上そして需要拡大に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上の結果、バイオ事業全体の売上高は1,833百万円（前連結会計年度比3.4%減）、セグメント利益は491百万円（前連結会計年度比28.5%増）となりました。

その他



その他の事業につきましては、ニューE S Rビル事務所の一部賃貸等を行い、所有不動産の活用に努めました結果、売上高は133百万円（前連結会計年度比1.9%減）、セグメント利益は59百万円（前連結会計年度比0.8%減）となりました。

以上の結果、当期の売上高は25,134百万円（前連結会計年度比6.1%増）、営業利益は807百万円（前連結会計年度比17.9%減）となりました。経常利益は906百万円（前連結会計年度比18.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は609百万円（前連結会計年度比21.3%減）となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、砂糖製造設備改善工事等314百万円であります。これらの投資のうち、当連結会計年度の支払資金は、自己資金および借入金にて充當いたしました。

(3) 対処すべき課題

<当期状況>

当期は当社のみならず砂糖業界全体において極めて厳しい一年となりました。国際的な資源問題等から原糖相場は高騰を続け、国内卸値も約37年ぶりの高値を記録する一方、国内砂糖需要は外食需要等に一部持ち直しの動きがあったものの総じて低調に推移しました。こうした状況において、販売店さま、ユーザーさま等も厳しい経営環境の中、多大なご理解と営業努力をいただき、3度にわたる出荷価格改定を実施させていただきました。しかしながら現実のコスト上昇分の回収には未だ達しておらず、精製糖企業としては重い負担となっております。

かかる状況の中、当社は取引先さまを始め関係各位の深いご理解の下、営業活動ならびに生産コスト削減に最大限努めてまいりました。しかしながら想定を超えるさらなる原料調達・エネルギーコスト等の上昇から、極めて厳しい環境におかれています。

<今後の見通し>

今後の見通しといたしましては、コロナ禍の収束見通しが依然として不透明な状況に加え、ウクライナ情勢等地政学リスクの高まりを受け、原油価格、国際食料価格等の高騰が見込まれます。そのような環境下において、食品業界全体が予断を許さない状況におかれており、国際的なコスト高、物価高の早期解決が求められております。

砂糖業界といたしましては、原油価格高騰が燃料コスト等の上昇を招くとともに、原料糖の主要生産国であるインド、ブラジル等においてバイオエタノール需要が増加、砂糖向けサトウキビの供給が減少することでさらなる原糖相場の上昇が見込まれます。また、為替相場も大幅な円安状況にあり、これを含めて原料調達環境の一層の悪化が予想され、砂糖業界全体として厳しい環境が避けられない状況にあります。国民生活と直結する食品業界全体としても重要な時期を迎えていると認識しております。

当社および当社グループは、こうした極めて厳しい環境の中、国民の生活を支える基礎的食品である砂糖事業の安定強化とともに、主力事業として成長してまいりましたオリゴ糖事業の一層の拡充・事業基盤強化に全力を注ぎ、役職員一体となり、経営の安定に努めてまいります。

また、お客さまのおなかの健康に貢献する「おなかにやさしい会社」を中長期的な経営ビジョンと位置付け、以下の各事業を推進してまいります。

① 砂糖事業

砂糖事業につきましては、原料調達環境のさらなる悪化が見込まれること、コロナ禍の収束見通しが依然として不透明であることに加え、砂糖制度の不均衡に起因するその他の甘味料への需要シフトや、砂糖に対する根強い誤解により国内需要が減少しており、今までに経験のないほどの厳しい販売環境となることが予想されます。こうした事態に対応すべく、適正価格での原糖買付、効率的販売に全力を挙げるとともに、最大限の生産効率向上に取り組み、事業基盤の強化に努めてまいります。

また、かねてより、漸減する砂糖需要を受け、当社は同業他社との共同生産を進めてまいりましたが、こうした環境変化に対応すべく、今後他社とのさらなる連携を含め、積極的な事業改善に努めてまいります。

昨今、歴史的にも全く害の無い安全安心な素材である砂糖が、不健康な食品であるとの誤った情報から消費者の皆さまの誤解を招いております。

一方、ウクライナ情勢等の危機に際し、国際的には、砂糖は貴重な食料として見直されつつあります。近い将来、国内においても砂糖の本来の価値が必ず見直されるものと予測されます。当社および当社グループは引き続き砂糖の有用性、新たな可能性を訴え、一層の拡販に努めてまいります。

② オリゴ糖事業

オリゴ糖事業につきましては、当社の主力事業として、その拡大強化に全力を注ぎます。中でも、特定保健用食品である「オリゴのおかげ」のさらなる飛躍を期し、業容拡大を強力に進めてまいります。

昨年度、長引くコロナ禍において健康志向の高まりを追い風に、「オリゴのおかげ」は1992年の事業立ち上げ以来最高の売上を達成いたしました。ご愛顧いただいているすべての皆さまに感謝を申し上げますとともに、腸内環境改善が免疫力向上につながることから、免疫力の大切さが再認識されている今般の状況を絶好の販売機会と捉え、さらなる認知度向上、一層の拡販につなげるべく、幅広いメディアを積極的に活用し、消費者の皆さまへ訴求し、売上増進を図ってまいります。

さらに海外展開も視野に、生産拡大も含めた事業強化に全力で取り組んでまいります。

③ その他バイオ事業

ビーツ部門につきましては、第一弾として発売した「ビーツドリンク」に続き、昨年、RED BEETシリーズとして、料理に毎日手軽にとり入れやすい「ドライビーツチップ」を筆頭に、新たに商品ラインナップを拡充いたしました。

ビーツの国内認知度向上に向けた施策として、前期に引き続き、箱根駅伝の名監督原晋氏を起用し、同氏の勝利に向けた飽くなき闘志を同商品の販売拡大に活かすべく、積極的な広告宣伝活動を行ってまいります。

ビーツは欧州をはじめ世界各国にて栄養豊富な「スーパーフード」として普及し親しまれております。中でもウクライナの郷土料理ボルシチは特に有名なビーツ料理として世界各国に浸透しており、現在、ウクライナで戦禍に苦しむ方々にとって大切な活力の源となっております。

国内においても、ビーツの鮮やかな赤色を活かした各種料理がSNSに掲載されるなど徐々に浸透しております。未だ市場規模は小さい状況にありますが、当社はこのビーツ商品が今後必ず健康に役立つ食材として国内においても高い評価を受けるものと予測しており、次の主力商品として成長させるべく、引き続きビーツ関連商品の開発・販売に注力し、積極的に拡充を図ってまいります。

④ 新商品開発

新商品開発につきましては、オリゴ糖関連商品の新規開発、ならびにビーツ関連商品の開発・販売を押し進めてまいります。また、近年、砂糖の様々な機能が着目され、肌によい素材としても評価されており、化粧品等、食品以外の様々な用途に使用されていることを踏まえ、当社の原点である「砂糖」の新たな可能性を探り、食品・非食品を問わず高付加価値分野の開発、商品化・事業化に向け、全社を挙げて積極的に進出してまいります。

⑤ 砂糖制度運営の適正化

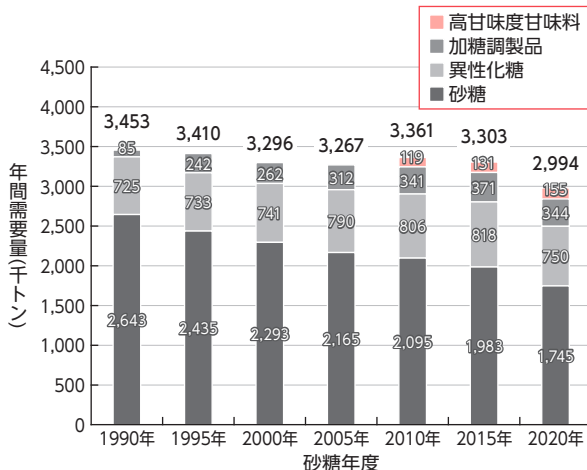
精製糖企業は、国の基本的政策である国産糖振興のため、海外原料糖の輸入にあたり毎年約500億円(38年間で約2兆円)の膨大な調整金を負担し、砂糖制度の維持と円滑な運営に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、これは一定の砂糖需要を前提とした制度であり、長期間に亘り砂糖需要が減少する中では、もはや輸入糖の負担によって国産糖を保護するという仕組みは根本的に見直さなければならない時期に来ていていると言わざるを得ません。

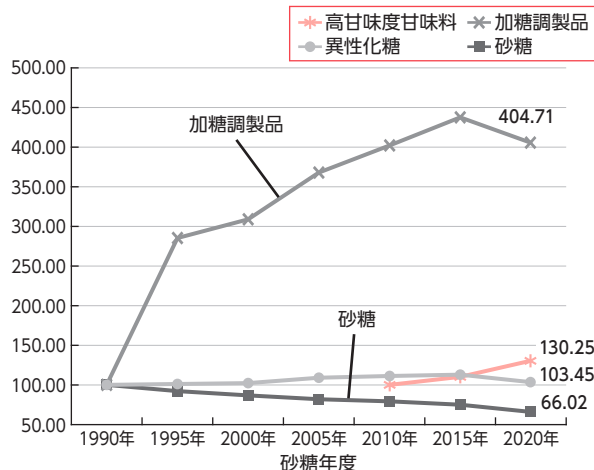
当社および当社グループは、かねてより砂糖需要回復への積極的対応、国内産糖保護財源の今後の在り方、「調整金」負担割合の抜本的な見直し等、不公平・不平等な砂糖制度の改善・是正を、立法機関、行政当局に強く求めておりますが、その改善・改革には、今後も砂糖業界一体となって、より一層厳しく対処してまいります。

現状を黙認し、国の政策の犠牲となることは、砂糖業界として到底容認できるものではありません。

年間甘味需要量推移(1990~2020年)



各甘味増減率(1990年=100)



当社は台湾に創業以来118年を迎え、台湾の地名を社名に戴く最も歴史ある精製糖企業であります。旧鹽水港製糖工場跡地の一部は台湾における史蹟(重要文化財)に指定されており、台湾との友好関係は現在も継続しております。

台湾の「台」の字に由来するミツウロコ印、大洋漁業株式会社(現マルハニチロ株式会社)との協力により生まれたパールエース印、これら伝統的な当社の砂糖を、長期に亘り大切にご愛用いただいているお客さまにお支えいただいていたことは当社の大きな誇りであり、永年のご愛顧に心より感謝申し上げますとともに、今日に至るまで当社をお支えいただいております株主の皆さま、また取引先皆さまに心より感謝申し上げます。

いかなる厳しい環境の中にあっても、当社および当社グループは、創業の精神を踏まえ、役職員一体となり、各事業に全力を挙げて取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、かかる現状につきまして格段のご理解を賜りますとともに、今後とも格別のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分	2018年度 第86期	2019年度 第87期	2020年度 第88期	2021年度 (当連結会計年度) 第89期
売上高 (百万円)	26,002	25,659	23,686	25,134
経常利益 (百万円)	1,090	1,151	1,107	906
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	840	776	775	609
1株当たり当期純利益 (円)	31.00	28.65	28.58	22.43
総資産額 (百万円)	24,490	24,530	27,239	26,114

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、「1. 当社グループの現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出してしております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社パールエース	450百万円	100.0%	砂糖類の売買等

当社の連結子会社は2社、持分法適用関連会社は4社であります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

③その他

三菱商事株式会社は、2022年3月31日現在、当社議決権の14.7%を所有しており、引き続き当社の主要株主である筆頭株主であります。

(6) 主要な事業所

①当社

名称	所在地
本社	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号 ニューE S Rビル
糖質研究所	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号 ニューE S Rビル8階
関西営業所	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 新大阪トラストタワー2階
大阪工場	大阪府泉佐野市住吉町25番地 (2002年3月より関西製糖株式会社に賃貸 しております。)

②子会社

名称	所在地
株式会社パールエース	(東京都中央区)
株式会社パールフーズ	(東京都中央区)

(7) 従業員の状況

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82 名	増2 名	44.7 歳	14.9 年

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45 名	減6 名	43.1 歳	16.4 年

(8) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	2,845
株式会社三菱UFJ銀行	2,016

(注) 1. 上記の額にはシンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社みずほ銀行 1,145百万円

2. 当社は運転資金の安定化および効率化を図る目的のため、借入極度総額7,200百万円のコミットメントライン契約を取引銀行4行との間で締結しています。

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日時点)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 35,000,000株 (自己株式数7,773,675株を含む。)
 (3) 株主数 12,033名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	3,990 ^{千株}	14.66%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,840	6.76
株式会社みずほ銀行	1,353	4.97
三菱UFJ信託銀行株式会社	603	2.21
株式会社榎本武平商店	550	2.02
大東通商株式会社	500	1.84
東京海上日動火災保険株式会社	340	1.25
農林中央金庫	200	0.73
澤田 秀雄	200	0.73
河合 輝夫	192	0.71

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (7,773,675株) を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	72,000 ^株	11 ^名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

氏名	当社における地位	担当および重要な兼職の状況
久野 修 慈	代表取締役会長兼社長	
木村 成 克	代表取締役副社長	大東製糖株式会社 代表取締役社長 関西製糖株式会社 取締役
伊藤 哲 也	代表取締役専務	事業・販売推進担当 太平洋製糖株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役 南西糖業株式会社 取締役
波多野 雅	専務取締役	営業担当 株式会社パールエース 代表取締役社長
小田 俊 一	常務取締役	総務企画・人事・労務・経営推進担当
杉山 拓 也	常務取締役	砂糖事業部長
山下 裕 司	取締役相談役	生産・品質保証担当
丸山 弘 行	取締役	新事業開発担当 株式会社パールフーズ 代表取締役社長 太平洋製糖株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役
原 浩 司	取締役	オリゴ・バイオ事業部長 (バイオ担当)
常見 典 正	取締役	経理・財務・情報システム担当
和田守 真	取締役	オリゴ・バイオ事業部長 (オリゴ担当)
三和 彦 幸	取締役	公認会計士 税理士
酒井 英 喜	取締役	太平洋製糖株式会社 代表取締役社長
青木 義 一	常勤監査役	関西製糖株式会社 監査役
高野 明 子	常勤監査役	
田畑 貴 史	常勤監査役	太平洋製糖株式会社 監査役
渡部 以 光	監査役	税理士 税理士法人高野総合会計事務所 代表社員

- (注) 1. 取締役三和彦幸氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役青木義一氏、常勤監査役田畑貴史氏および監査役渡部以光氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役渡部以光氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役三和彦幸氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。また、2022年7月に当該契約を更新する際は、同内容での更新を予定しております。なお、保険料は、取締役会の承認を踏まえ、全額会社負担としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役および監査役の報酬は、役位および職務遂行への対価としての基本部分に、当期における当社業績水準、業績への寄与度および達成状況を加味した固定報酬です。このため、固定報酬から独立した業績連動報酬は採用しておりません。報酬額については、取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」が公平・公正な立場から検討を加えて取締役会へ答申し、取締役会での決議に基づき代表取締役が決定いたします。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	212	198	—	14	13
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(—)	(0)	(2)
監査役	47	47	—	—	4
(うち社外監査役)	(36)	(36)	(—)	(—)	(3)
合計	260	245	—	14	17
(うち社外役員)	(43)	(43)	(—)	(0)	(5)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は13名(うち社外取締役1名)、監査役は4名(うち社外監査役3名)であります。上記の社外取締役の支給人員と相違しておりますのは、2021年10月1日付で社外取締役 木村成克が当社代表取締役副社長に就任した為であります。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において年額290百万円以内(うち、社外取締役分年額25百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名(うち社外取締役3名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において年額70百万円以内とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 非金銭報酬等については、2020年6月25日開催の第87回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記の報酬限度額とは別枠として、対象取締役(社外取締役を除く)に対して年額50百万円以内とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案を指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年4月20日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

② 決定方針の内容の概要

1) 基本的な考え方

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして効果的に機能することを基本とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、各取締役の担当事業の業績等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

3) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

a. 業績連動報酬

当社の場合、主たる事業である国内精製糖事業の業績が、その時々国内砂糖市況や海外原糖相場の外的要因により大きく変動することがあり、短期的には経営戦略の達成状況や取締役の業務執行の結果と連動しない場合があることから、原則として業績連動報酬は採用しておりません。

但し、今後の業績内容の変化に対しては考慮します。

b. 非金銭報酬等

取締役（社外取締役を除く）に対しては、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式（譲渡制限期間は当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位を退任または退職等する日までの間とし、当該譲渡制限期間を満了した時をもって譲渡制限を解除する。）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとしております。

割当て時期については、定時株主総会終了後の7月開催の取締役会において決定します。

また、当社の取締役に割当てする譲渡制限付株式は事前交付型としており、対象取締役が本役務提供期間が満了する前に、正当な理由によらず退任または退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得するものとしております。

4) 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、各取締役の役位、職責、当社業績等に基づき、指名・報酬委員会において検討を行います。5) の委任を受けた代表取締役は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝9：1であります。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長兼社長久野修慈がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額（各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価分を含む。）としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければなりません。なお、株式報酬は指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の個人別の割当株式数を決議します。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2021年6月29日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年4月20日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	木村成克	大東製糖株式会社 代表取締役社長 関西製糖株式会社 取締役
社外取締役	三和彦幸	公認会計士 税理士
社外監査役	青木義一	関西製糖株式会社 監査役
社外監査役	田畑貴史	太平洋製糖株式会社 監査役
社外監査役	渡部以光	税理士 税理士法人高野総合会計事務所 代表社員

- (注) 1. 大東製糖株式会社は、当社と取引関係があります。
2. 関西製糖株式会社および太平洋製糖株式会社は、当社の持分法適用会社である関連会社であります。
3. 2021年10月1日付けで社外取締役 木村成克は当社代表取締役副社長に就任しております。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	木村成克	14回／14回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、食品分野および企業経営における専門的見地から特に当社新商品販売推進の参考となる新製品の市場開拓に係る販売戦略等、適宜ご発言をいただきました。なお、同氏は2021年10月1日付けで当社代表取締役副社長に就任しております。
社外取締役	三和彦幸	13回／14回 (93%)	—	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、積極にご発言いただき、役員を選任および報酬の透明性と公正性を高めていただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
社外監査役	青木義一	12回／14回 (86%)	13回／15回 (87%)	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、また監査役会15回のうち13回に出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席および主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見識を活かし、独立した立場から公正かつ客観的に発言・質問を行い、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を実施し、監査役会に報告しました。
社外監査役	田畑貴史	13回／14回 (93%)	14回／15回 (93%)	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また監査役会15回のうち14回に出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席および主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見識を活かし、特にコンプライアンスやリスクマネジメントの観点からの確かな発言・質問を行い、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を実施し、監査役会に報告しました。
社外監査役	渡部以光	13回／14回 (93%)	14回／15回 (93%)	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また監査役会15回のうち14回に出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席および主に税理士としての専門的見地から発言・質問を行い、また他の監査役、取締役等と意欲的に意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に取り組みました。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められた場合、法令等が定める会計監査人の独立性および適格性が確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社およびグループ会社の役職員が法令および定款を遵守し、かつ社会的責任を果たし、倫理を尊重する行動がとれるように「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準・社員行動規準」を定める。
 - 2) 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する啓蒙教育を実施する等、当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。
 - 3) コンプライアンス委員会は、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社およびグループ会社の役職員が電話、電子メール、封書等によって自由に通報や相談が出来る仕組みを作る。
 - 4) 内部監査室は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については「文書取扱規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 1) 損失の危険の管理については、緊急時に「危機管理委員会」を開催するほか、毎年度1回以上委員会を開催し、品質管理をはじめとする各種リスク管理につき、必要な見直し・対応を検討する。
- 2) 当社が定常的に抱える業務上のリスクの管理体制については、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って構築・運営する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- 2) 役付役員を中心とした経営委員会により、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営委員会は毎月1回以上開催する。

⑤ 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の管理に関する規定その他の体制

- 1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社は営業成績、財務状況、関係情報を当社へ定期的に報告を行う。
- 2) 子会社のリスク管理については、「関係会社管理規程」にて経営委員会により統括管理を行い、指示・情報伝達を行うとともにリスクの把握・管理を行う。

⑥ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限を明確化し、グループ事業戦略に基づき、グループ全体の経営目標を事業年度ごとに策定する。

⑦ その他、当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準」により、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つ。
- 2) 当社管理部門において、100%子会社の会計および業務執行の状況を定常的に監督する。
- 3) コンプライアンス委員会は、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社およびグループ会社の役職員が電話、電子メール、封書等によって自由に通報や相談ができる仕組みを作り、役職員に周知徹底する。

⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲内で監査役の職務を補助する使用人を配置する。

- 2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
 - 3) 監査役職務を補助すべき使用人は、原則として、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従う。
- ⑨ **取締役および使用人が監査役に報告するための体制および監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- 1) 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他報告が必要と思われる事項が生じたときは、直接または内部監査室を経由して、遅滞なく監査役に報告する。
 - 2) 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、必要に応じて、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
 - 3) 取締役および使用人は監査役による監査に対する理解を深めるとともに、監査役による監査の環境を整備するよう努める。
 - 4) 監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室等との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。
 - 5) 内部監査室は、「内部監査規程」に則り、監査が実施できる体制を整備し、監査役との緊密な連携を図る。
- ⑩ **子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**
- 1) 関係会社報告会および子会社への内部監査等を通じて得た情報を当社監査役に定期的に報告する。
 - 2) 前号に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役および使用人に対して業務執行に関する報告を求めることができる。
- ⑪ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑫ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 1) 当社は、監査役と協議の上、監査役職務を執行するのに必要な予算をあらかじめ定める。
 - 2) 当社は、予算の有無に拘わらず、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署と審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないとい認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑬ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社は、当社および当社グループの財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築するとともに、当該システムと金融商品取引法およびその他の関連法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社および当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力または団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、グループ全体として毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

② 反社会的勢力排除に向けた社内体制

1) 主管部署および反社会的勢力対応責任者の設置

当社管理部門に反社会的勢力対応の主管部署を設置し、反社会的勢力に関する情報収集や外部機関との連携、マニュアル整備等を一元管理する。また、反社会的勢力対応責任者を設置し、不当要求に対し即時・適切に対応できる体制を構築する。

2) 外部専門機関との連携

警察等外部機関、ならびに顧問弁護士等外部専門家への協力要請が速やかに行えるように、平時より連絡を密にする。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理等

新規取引先に対しては、取引開始前に商業データベース等により、反社会的勢力との関係性有無の調査を実施する。また万一相手方が反社会的勢力等であることが判明した場合、契約を解除できるよう、取引基本契約に反社会的勢力排除条項を規定し、反社会的勢力等の侵入排除に努める。また、既存取引先については取引規模・業種等の社内基準で抽出した取引先に対し定期的に調査を実施する。

株主については、上位先を対象とし、取引先に対する定期調査と同様の方法で調査を実施する。

4) マニュアル等の整備

反社会的勢力に対する基本方針および不当要求への具体的な対処方法等を「反社会的勢力対応マニュアル」に定め、全社員に対し周知徹底する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況について問題のないこと、引き続き役員はコンプライアンス意識を徹底した上で職務執行に努めることを確認いたしました。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役13名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限および責任の範囲で職務を執行いたしました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社経営委員会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実施に努めました。

内部監査室は、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役社長および監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則月1回の定例監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け、取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会等の重要会議体に参加し、必要な場合は意見を述べました。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の金額については、消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,972	流動負債	9,602
現金及び預金	3,533	支払手形及び買掛金	883
受取手形及び売掛金	1,726	短期借入金	4,800
商品及び製品	1,301	1年内返済予定の長期借入金	2,748
仕掛品	152	未払法人税等	128
原材料及び貯蔵品	1,125	未払消費税等	39
その他の	1,133	賞与引当金	65
		その他の	937
固定資産	17,142	固定負債	6,132
(有形固定資産)	9,998	長期借入金	5,528
建物及び構築物	2,793	退職給付に係る負債	372
機械装置及び運搬具	1,840	その他の	232
工具、器具及び備品	53		
土地	5,234	負債合計	15,735
建設仮勘定	76	(純資産の部)	
(無形固定資産)	38	株主資本	11,115
ソフトウェア	28	資本金	1,750
その他の	10	資本剰余金	241
(投資その他の資産)	7,104	利益剰余金	12,099
投資有価証券	4,781	自己株式	△2,976
長期貸付金	1,477	その他の包括利益累計額	△736
繰延税金資産	772	その他有価証券評価差額金	△734
その他の	72	繰延ヘッジ損益	0
		退職給付に係る調整累計額	△1
		純資産合計	10,379
資産合計	26,114	負債・純資産合計	26,114

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		25,134
売 上 原 価		21,343
売 上 総 利 益		3,790
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,983
営 業 利 益		807
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 配 当 金	113	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	59	
為 替 差 益	15	
そ の 他	18	232
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	100	
支 払 手 数 料	31	
そ の 他	1	133
経 常 利 益		906
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		906
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	264	
法 人 税 等 調 整 額	32	296
当 期 純 利 益		609
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		609

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	1,750	233	11,645	△3,004	10,625
当期変動額					
剰余金の配当			△135		△135
親会社株主に帰属する当期純利益			609		609
自己株式の処分		△12		27	15
自己株式処分差損の振替		20	△20		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	7	454	27	490
2022年3月31日残高	1,750	241	12,099	△2,976	11,115

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2021年4月1日残高	△702	0	△0	△702	9,922
当期変動額					
剰余金の配当					△135
親会社株主に帰属する当期純利益					609
自己株式の処分					15
自己株式処分差損の振替					-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△32	△0	△0	△33	△33
当期変動額合計	△32	△0	△0	△33	456
2022年3月31日残高	△734	0	△1	△736	10,379

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,965	流動負債	8,967
現金及び預金	2,466	買掛金	320
売掛金	1,909	短期借入金	4,800
商品及び製品	1,179	1年内返済予定の長期借入金	2,748
仕掛品	152	未払金	863
原材料及び貯蔵品	1,129	未払費用	114
関係会社短期貸付金	885	未払法人税等	55
その他	242	未払消費税等	16
		賞与引当金	33
		その他	15
固定資産	16,433	固定負債	5,949
(有形固定資産)	8,992	長期借入金	5,528
建物	2,466	退職給付引当金	332
構築物	138	その他	88
機械及び装置	1,830	負債合計	14,916
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	47	株主資本	10,194
土地	4,432	資本金	1,750
建設仮勘定	76	資本剰余金	345
		資本準備金	345
(無形固定資産)	35	利益剰余金	11,110
ソフトウェア	26	利益準備金	282
その他	9	その他利益剰余金	10,827
(投資その他の資産)	7,405	別途積立金	2,930
投資有価証券	2,444	繰越利益剰余金	7,897
関係会社株式	2,559	自己株式	△3,011
関係会社長期貸付金	1,847	評価・換算差額等	△712
長期前払費用	38	その他有価証券評価差額金	△711
繰延税金資産	484	繰延ヘッジ損益	△0
その他	30	純資産合計	9,482
資産合計	24,399	負債・純資産合計	24,399

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,986
売 上 原 価		14,570
売 上 総 利 益		3,416
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
販 売 費	1,658	
一 般 管 理 費	1,217	2,876
営 業 利 益		539
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 配 当 金	134	
そ の 他	25	186
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	98	
支 払 手 数 料	31	
そ の 他	1	131
経 常 利 益		595
税 引 前 当 期 純 利 益		595
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	167	
法 人 税 等 調 整 額	31	199
当 期 純 利 益		395

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2021年4月1日残高	1,750	345	△7	337	282	2,930	7,658	10,870
当期変動額								
剰余金の配当							△135	△135
当期純利益							395	395
自己株式の処分			△12	△12				－
自己株式処分差損の振替			20	20			△20	△20
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	－	－	7	7	－	－	239	239
2022年3月31日残高	1,750	345	－	345	282	2,930	7,897	11,110

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	△3,039	9,918	△692	0	△692	9,225
当期変動額						
剰余金の配当		△135				△135
当期純利益		395				395
自己株式の処分	27	15				15
自己株式処分差損の振替						－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△18	△0	△19	△19
当期変動額合計	27	275	△18	△0	△19	256
2022年3月31日残高	△3,011	10,194	△711	△0	△712	9,482

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

塩水港精糖株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 明
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 智 浩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、塩水港精糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

塩水港精糖株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 明
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 智 浩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

塩 水 港 精 糖 株 式 会 社	監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役） 青 木 義 一 ㊦	
常勤監査役 高 野 明 子 ㊦	
常勤監査役（社外監査役） 田 畑 貴 史 ㊦	
監 査 役（社外監査役） 渡 部 以 光 ㊦	

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋箱崎町42-1 東京シティエアターミナル内1F

T-CATホール 電話 03-3665-7153 (代表)

地図URL : <https://www.hall.tcat-hakozaki.co.jp/access>

※前回と会場が異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



交通の
ご案内

東京メトロ半蔵門線
「水天宮前駅 直結」

東京メトロ日比谷線
「人形町駅」 A2 出口より徒歩7分

※A1出口は閉鎖中です。

都営地下鉄浅草線
「人形町駅」 A3 出口より徒歩8分

東京メトロ東西線
「茅場町駅」 4b 出口より徒歩8分

お願い：ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/2112/>

